

# 防犯

# だより

vol.70

防犯専門官

山田 英明

## 自転車の安全な使用

### 自転車は車の仲間

自転車は、運転免許の必要もなく気軽に利用できる乗り物ですが、その運転にはルールがあります。道路交通法では自転車は軽車両と位置付けられていますので道路を通行するときは、「車」としての自覚を持ち、交通ルールを遵守し、安全運転を心がけましょう。

### 自転車の通行ルール

○自転車の通行区分

車道と歩道の区別がある道路では**自転車も車道通行が原則**で、道路の左端を通行しなくてはなりません。右側通行すれば逆走です。

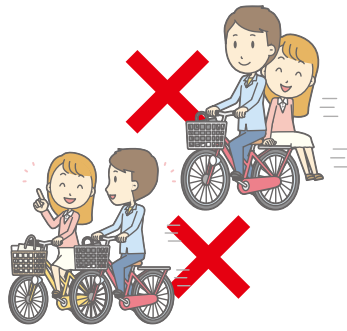
歩道を通行できるのは、「自転車通行可」の標識がある

る場合および高齢者や小学生の場合です。歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。間違っても、歩行者の脇を高速ですり抜けるような運転は厳禁です。

○安全ルールの厳守

次の事項は自転車の運転者も厳守しなければならないことです。

・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止



・夜間はライト点灯  
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

○ながらスマホも違反です！

自転車運転中に携帯電話や

スマホの画面を見たり操作したりする、いわゆる「ながら」



○雨の日はカッパで

雨の日には、傘さし運転をしている人を見かけますが、片手運転で不安定なうえ、傘で視界が遮られる場合もあり危険です。

カッパなどを着用し両手で運転しましょう。



○子どもはヘルメットを着用

幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



### 損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車による交通事故でも、相手を死傷させたり、物を破損したりすれば自転車の運転者にも多額の損害賠償責任が生じるおそれがあります。実際に、当時小学生だった少年が乗った自転車と歩行者の衝突事故では、少年の母親に約9,500万円の高額な損害賠償が命じられるケースも発生しています。相手にきちんとした補償をし、それに加えて自分も多額の負債を負わないためにも、保険などに加入するようにしましょう。

### 周りにも自分にも安全と安心を配慮しましょう

過去5年の自転車乗車中の事故死者のうち、半数以上が信号無視などの法令違反であったというデータもあります。自分では「これくらい大丈夫だろう」と思っている、はたから見たら危険な運転や迷惑な通行と思われることは、たくさんあります。安全運転は他の人を傷つけないだけでなく、自分のためでもあります。周りに配慮した運転をしましょう。

コミュニティ無線をとおしてのJアラート試験放送を実施します  
問い合わせ 防災安全課 防災対策係(内線 519・549)



緊急時にJアラート(全国瞬時警報システム)の情報がコミュニティ無線で正常に放送できるかを確認するため、全国一斉に実施される試験放送を本市においても右記の日程のとおり実施します。皆様のご理解とご協力をお願いします。  
※一斉訓練の状況に応じて、中止または延期される場合があります。

放送日時

令和元年 8月28日(水) 午前11時  
令和元年 12月4日(水) 午前11時  
令和2年 2月19日(水) 午前11時

放送内容 「これは、Jアラートのテストです」を3回くりかえし放送し、「こちらは太宰府市です」を1回放送します。